

神辺小学校 いじめ防止基本方針

生徒指導部

いじめ防止対策推進法

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略)いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

法律の基本的な方向性

- ・社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと。
- ・重大事態への対処において公平性・中立性を保つこと。

法律による各学校の義務

- ①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

いじめの定義 (いじめ対策推進法 第2条)

「いじめ」とは児童等に対して一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。(中略)

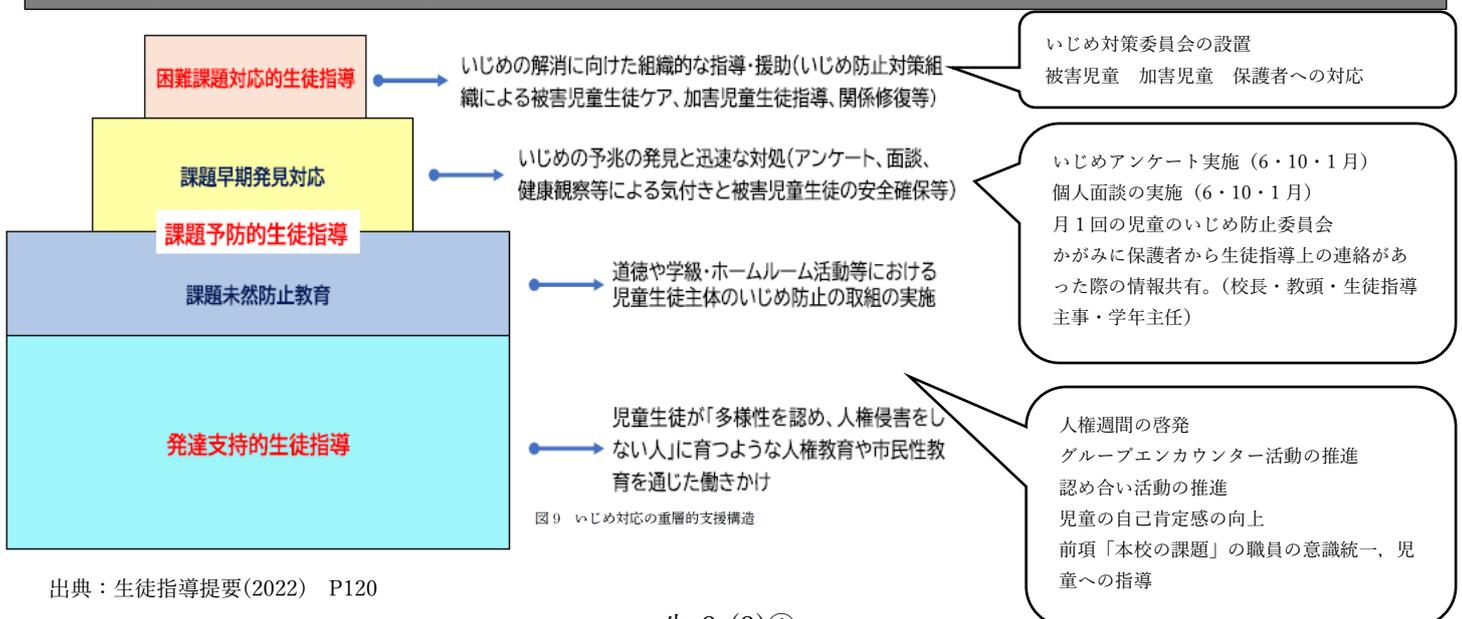
いじめに対する本校の方針

- ・職員全員が、いじめは絶対に許さないという意識に立つ。
- ・いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・発生時は迅速かつ組織的に取り組み、問題解決・児童のケア・保護者との連携に努める。

本校全学年共通の課題

- ・友達を馬鹿にする発言。「いじる」発言。相手の気持ちを考えない発言。
- ・トラブルの際、集団対一人になっていることがある。
- ・「ここからはトラブルになる」という線引きが、職員児童ともに曖昧。

いじめ防止のための取組



出典：生徒指導提要(2022) P120